

住宅型有料老人ホーム

『ケアホームつぼみ』管理運営規程

T-規程第1号

第1章 施設の目的及び遵守義務

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヴィオラが開設する住宅型有料老人ホーム(以下「施設」という)の管理及び運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者、同居者及び来訪者(以下「入居者等」という)が快適で心身ともに充実・安定した生活を営むことに質するとともに、施設の良い生活環境を確保することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 施設は入居契約書及び本規程に従って施設の管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとする。

2 入居者等はこの規程及び施設が別に定める記載事項を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとする。

第2章 施設の名称等

(名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名 称 ケアホームつぼみ
- (2) 所在地 福岡県久留米市津福本町 2010 番 1

第3章 入居者等に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(入居者)

第4条 入居者は 65 歳以上の方で、日常生活で介護の必要な方(要支援 1・2、要介護 1~5)とする。

(同居者及び来訪者)

第5条 同居者及び来訪者とは次の方をいう。

- (1) 同居者
 - (ア) 同居者とは、入居者の付添い、介助、看護等の目的で居室内に一時的に同居する方をいう。

(イ) 当施設では、同居者の入居を認めないものとする。

(2) 来訪者

(ア) 来訪者とは、入居者及び同居者以外の方であって、入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいう。

2 同居者及び来訪者の宿泊には、施設へ事前に届出なければならないものとする。

(管理運営組織)

第6条 施設の居室は一般居室 25 室（定員 25 名）とする。施設の管理運営のために下記の部門を設置し、施設長の統括のもとに次の各部門の業務を担当する。

- (1) 健康管理部門
- (2) 食事部門
- (3) 生活サービス部門
- (4) 事務・管理部門

(管理運営業務)

第7条 施設は次の業務を行うものとする。

- (1) 敷地及び共有部門・共有施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及びゴミ処理に関する業務
- (2) 入居者が使用する居室及び備付設備（以下「居室」という）についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 防犯・防災に関する業務
- (5) 広報・連絡及び障害に関する業務
- (6) 職員の管理と研修

(居室の設備及びその利用)

第8条 入居者等は居室を「居室等の使用について」（別表 1）に基づいて利用することができるものとする。

(居室の維持・補修)

第9条 施設は居室を定期的に検査し、保全上必要と認められた時は施設の費用をもって補修するものとし、入居者等は施設が行う維持・補修に協力するものとする。

2 前項にかかわらず、入居者等が故意または過失あるいは不当な使用により居室等を損傷又は汚損した時は、これらの補修に要する費用は入居者の負担とする。

(共用施設及び供用設備の利用)

第10条 入居者は共用施設及び併用設備（以下「共用施設等」という）を「共用施設等の利用について」（別表 2）に基づいてこれを利用することができるものとする。

2 入居者は「共用施設等の利用について」（別表 2）に定める利用時間を超えて共用施設等を利用する時は、施設長の承認を得るものとする。

(運営懇談会)

第11条 入居者の方々の意見や要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、施設と入居者からなる「運営懇談会」を設置するものとする。

2 運営懇談会、「運営懇談会細則」により運営するものとする。

(利用できる各種サービス)

第12条 施設は次のサービスを提供する。

(1) 健康管理サービス (医療に関する対応)

(ア) 年1回の健康診断及び健康相談を「健康管理サービス」(別表3)に基づいて行う。

(イ) 協力医療機関を定め、協力医療機関において適切な治療が受けられるよう必要な協力をを行うものとする。

(2) 食事サービス

(ア) 原則として毎日1日3食を提供する。

(イ) 食事の提供は、「食事サービス」(別表4)に基づいて行うものとする。

(3) 生活相談・助言サービス

入居者の生活全般に関する事や生活利便に関する事等に対する相談業務を行うものとする。

(4) 生活サービス

家事全般に関するサービスや生活利便に関するサービスを「生活サービス」(別表5)に基づいて行うものとする。

(5) その他

上記以外の事に関しては、別途施設長に申出により検討するものとする。

(費用及び使用料)

第13条 月払いの居室料、管理費、食事等の日常生活上の費用及び共用施設使用料については、「月払い費用及び使用料一覧表」(別表6)による。

(1) 居室料についての取扱いについては、次のものに充当するものとする。

(ア) 居室及び共用部分の利用のための費用

(2) 管理費についての取扱いについては、次のものに充当するものとする。但し、管理費は、入居契約後入居可能日以降に入居していない場合及び30日以上長期不在等の場合においては規定の金額を減額するものとする。

(ア) 共用施設等の維持・管理、保険料、一般事務、備品・消耗品等

(イ) 共用施設等の水道光熱費(水道代、電気代等)

(3) 食事についての取扱い、食材料費は次のものに充当するものとする。

(ア) 食材費、食事部門の人件費、設備、備品台(調理器具、食器等)

(イ) 日常以外の特別食(医師の指示による治療食を含む)等は、その都度その内容により相談させていただくものとする。

(ウ) 3日前までに欠食の届出をした場合は、喫食実績に基づき清算するものとする。

(4) その他介護用品費は、別途実費にてご負担いただくものとする。

(5) 費用の改定

入居契約に基づき、施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴いて改定するものとする。

(6) 支払方法

費用及び使用料の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付し、毎月10日までに請求するものとする。

原則として、入居者は銀行振込又は指定引落により毎月20日までにお支払いいただくものとする。その場合の振込手数料及び引落手数料は利用者負担とする。

(禁止及び制限される行為等)

第14条 入居契約書により、禁止事項と施設の承諾事項を定める。該当項目については、施設は、この定めに従い対応するものとする。

(修繕)

第15条 入居契約書で定める軽微な修繕については、「修繕項目と費用負担」(別表7)による。また、居室の造作・模様替え等を行う場合は、施設と利用者の協議の上行うものとする。

(苦情処理)

第16条 入居者からの苦情又はご意見は、「苦情解決規程」に基づき解決を図るものとする。

(感染対策)

第17条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 入居者に対して事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族及び関係者に連絡するとともに、必要な処置を講じる。

- 2 事故が発生又は再発することを防止するため、「事故発生予防・防止のための指針」を整備するものとする。

(災害、非常時への対応)

第19条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災

計画をたて、職員及び入居者が参加する消化、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

- 3 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 備蓄食料品は、久留米市の指導により最低3日間以上とする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や災害等が発生時に、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を諮るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第21条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
 - (3) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的（年2回以上）に実施すること
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えず長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該入居者を無視すること。

(管理規程の改訂)

第22条 この規程の改訂については、運営懇談会の意見を聴くものとする。

(附 則)

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成29年6月6日に改訂し、7月1日から施行する。

この規程は平成31年3月14日に改訂し、4月1日から施行する。

この規程は令和元年9月30日に改訂し、10月1日から施行する。

この規程は令和3年8月1日に改訂し、同日から施行する。

この規程は令和4年5月31日に改訂し、6月1日から施行する。

この規程は令和4年10月1日に改訂し、同日から施行する。

この規程は令和5年3月27日に改訂し、5月1日から施行する。

この規程は令和5年11月21日に改訂し、12月1日から施行する。

この規程は令和6年9月24日に改訂し、10月1日から施行する。

この規程は令和7年4月1日に改訂し、同日から施行する。

この規程は令和7年5月20日に改訂し、6月1日から施行する。

(別表1)

居室等の使用について

| 項 目 | 使 用 方 法 |
|---|---|
| 火災予防 | (1) 施設内は冷暖房の設備が完備していますが、居室内で追加の暖房器具を持ち込まれる場合は、電気式の安全な暖房器具をお使いになるようお願い致します。 |
| | (2) 煙草の火の不始末による火災は、出火総件数のうち大半を占めると言われています。当施設では、建物内での喫煙を禁止し、ライター、煙草等は職員が保管し、指定された外の喫煙場所にて喫煙することを義務付けております。 |
| 災害時の 心構え | 建物は耐震構造の鉄骨造りです。災害時の心構えとして以下の事を遵守して下さい。 |
| | (1) 地震について 地震の揺れを感じられた場合、慌てて廊下や階段等に飛び出すことはかえって危険です。大きな地震の場合は落ち着いて行動し、まず火元を消してからクッションなどで身体を保護するようにして下さい。 |
| | (2) 火事について 自分の居室から火を出さなくても延焼する恐れはあります。もし同じフロアー又は上下階で火災が発生した場合は、窓や出入り口の戸をしっかり閉めて、火や煙が室内に入らないようにして下さい。 また、もし自分の居室で出火した場合は、非常ベルを押すとともに速やかに事務所へ連絡し、慌てずに小火のうちに消し止める努力をして下さい。なお、居室にはスプリンクラーが設置されており、火災発生の場合に自動的に作動します。危険を感じたなら居室を出て、戸をしっかり閉めて延焼防止を心掛けて下さい。 火災発生時には、職員による避難誘導を致しますので、職員の指示に従い落ち着いて行動して下さい。また、避難の際の妨げになりますので、日頃から廊下や階段等にもものを置かないようお願い致します。 避難訓練を年2回行いますので、必ずご参加下さい。 |
| | (3) 台風について 台風の風でガラスが破れることはありませんが、外部の植木等が風にあおられてガラスを破る恐れがあります。台風接近の際は、外に置いているものをあらかじめ室内に入れる等の措置をお願いします。 |
| (4) 非常用階段等について 火災等の非常時には、エレベーターは停止して使用できません。避難用として屋外階段が建物の南側に設置してありますので2階の廊下から出ることもできます。屋外階段は非常時以外ご使用にならないようお願い致します。また、屋外階段には私物等避難の妨げとなるものを置くことのないようお願い致します。 | |
| 防犯 | (1) 外部から来訪者がある場合は、事務所を通して下さい。 |
| | (2) 防犯には各入居者の方々のご協力が不可欠です。挙動不審者を見かけた場合はすぐに事務所に連絡する等お互いに連絡を取り合い防犯にご協力をお願いします。 |

| 項 目 | 使 用 方 法 |
|--------------|--|
| 鍵の管理 | <p>(1) 各居室の鍵は、各入居者が保管し、居室を出る際は必ず鍵をお掛け下さい。</p> <p>(2) 外出する際は、鍵を事務所にお預け下さい。鍵を紛失した場合、又は破損した場合は必ず事務所に申し出て下さい。</p> |
| 駐車場 | 敷地内に駐車場を確保しております。来訪者等がご使用の場合には正面の駐車場をご利用下さい。また、所有者の常駐を希望される場合は別途ご相談下さい。 |
| ごみ処理 | <p>(1) ごみは、燃えるごみと燃えないごみを分別してポリ袋に入れ、廊下に設置してある専用容器にお入れ下さい。毎日定時に収集します。</p> <p>(2) 共用部分の清掃は、職員が行いますが、居室前の廊下等の清潔保持についてはご協力をお願いします。</p> |
| 防音 | 戸の開閉音やテレビ、ラジオ等の音量は他の入居者に迷惑をかける恐れがあります。お互いに他の入居者の生活を侵さないようご配慮下さい。 |
| 掲示 | 各種行事等の予定又は施設からの連絡事項等は主に掲示板に掲示しますので、お見逃しのないようお願いします。 |
| 居室の修理、造作模様替え | 居室の修理、造作模様替えを行いたい場合は、あらかじめ書面によりご相談下さい。入居契約書に従って費用負担を協議させていただきます。 |
| 備付設備の修理、取替え | <p>あらかじめ居室に備え付けられた設備は次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クローゼット ・ 洗面台、トイレ（居室タイプによる） ・ ナースコール <p>これらが破損、汚損した場合は、もともとこれらに欠陥があった場合及び通常の使用や自然消耗によるものについては施設の負担で修理もしくは取り替えます。</p> |
| 緊急時の対応等 | 健康上、防犯上等の緊急時にはナースコールを押して下さい。通報があり次第、職員が駆け付け対応します。 |
| その他 | 居室内のトイレのトイレットペーパーはご自分でご用意下さい。また、トイレはトイレットペーパー以外の紙を使用すると便器が詰まる恐れがありますのでご注意ください。 |

(別表2)

共用施設等の利用について

| 項目 | 利用時間 | 利用方法 |
|------|--|--|
| 事務所 | 9:00~17:30 | <p>年末・年始以外は、職員が常駐しています。</p> <p>来訪者の受付を行っていますので、来訪時は事務所にお立ち寄りください。</p> <p>緊急時等において職員の対応が必要な場合は、時間外及び年末・年始等事務所を閉めている場合であっても、併設する小規模多機能型居宅介護サービス事業所「つぼみ」の職員が対応します。</p> |
| 正面玄関 | 9:00~17:30 | <p>時間外の施設への出入りは防犯のため原則としてお断りしています。但し、緊急時及びやむを得ない場合は正面玄関をご利用下さい。またその場合は事前に職員へご連絡してください。</p> |
| 食堂 | 24時間 (食事時間) 朝食 08:00~10:00 昼食 12:30~14:30 夕食 18:00~20:00 | <p>食堂にて職員による配膳下膳を行います。但し、病気等の理由により食堂で食事ができない場合は、食事を居室までお届けし、下膳サービスも行います。</p> <p>食事を欠食される場合は、3日前までにお申し出ください。申出がない場合は、召し上がられるものとして準備します。</p> <p>同居者又は来訪者に、入居者と同じメニューで食事を提供することができます。ご希望の場合は、3日前までにお申し出下さい。</p> |
| 防災設備 | 24時間 | <p>廊下、エレベーター、食堂等には天井面に火災感知器及びスプリンクラーが設置してあります。また、火災等による停電時には非常用照明及び誘導灯が点灯します。</p> |
| 非常設備 | 24時間 | <p>非常災害時の避難階段は、建物内部中央に1つと、建物の南側に屋外階段が1つ設置してあります。第1避難場所である正面駐車場に避難して下さい。避難経路、避難誘導體制及び通報体制については「消防計画」を施設内に掲示していますので、ご確認下さい。</p> |
| ゴミ収集 | | <p>ごみは、燃えるごみと燃えないごみを分別して、施設内に設置してある専用容器にお入れ下さい。毎日定時に収集します。その他の危険ごみや割れ物等がある場合は職員に申し出下さい。</p> |
| トイレ | 24時間 | <p>トイレットペーパー以外の紙は使用しないで下さい。紙詰まりを起こすおそれがあります。</p> |

(別表3)

健康管理サービス

| 項目 | 内容 | 料金 | 予約 |
|----------|---------------------------------------|----|-----------------|
| 定期健康診断 | 健康診断：年1回 (協力医療機関、その他かかりつけ医) | 実費 | 入居時に確認(入居後変更可能) |
| 健康管理 | 訪問による個別健康管理 (協力医療機関、その他かかりつけ医) | 実費 | |
| 口腔内の健康管理 | 訪問による口腔ケア、治療 (協力歯科医療機関、その他かかりつけ歯科) | 実費 | |
| 健康相談 | 随時(生活相談員、介護支援専門員、介護福祉士、管理栄養士) | 無料 | 必要 |
| 慢性疾患管理 | 入居者の慢性疾患については、その状況に応じて個別に対応します。 | 実費 | |

※ 協力医療機関：重富外科医院(外科、胃腸内科) 0942-32-0707

協力歯科医療機関：さくら歯科 0942-39-4183

※ 入居者のかかりつけの病院、医師、歯科医院、歯科医への問い合わせについて

入居前の主治医やかかりつけの病院で継続して健康診断や診療を受けられることは差支えありません。ただし、緊急時等のために入居者の健康状態を施設として把握しておく必要がありますので、入居者の主治医やかかりつけの病院に健康状態について問い合わせることがあります。あらかじめご了承ください。

(別表4)

食事サービス

| 項目 | 内容 | 料金(税込) | 予約 |
|------|--|---|----------|
| 食事時間 | 朝食 8:00~10:00 昼食 12:30~14:30 おやつ 15:00~16:00 夕食 18:00~20:00 | 1日1,700円 (来訪者等) 朝食 400円 昼食 650円 おやつ 150円 夕食 650円 | 3日前までに申出 |
| 治療食 | 慢性疾患等のため又は一時的に治療食の必要な方には、医師の指示を受けて治療食を提供します。 | 1日1,765円 (来訪者への提供不可) | 必要 |
| 特別食 | お祝い事(正月、敬老会)には、特別食(御節料理、松花堂弁当)を提供します。来訪者等にも入居者と同じメニューで食事の提供をすることもできます。 | 一部有料 (入居者も追加料金有) | 必要 |

※ 病院、歯科医療機関等で担当医師から食事に関する指示書(食事箋)が出されている場合には、施設の担当者にご提示下さい。

※ 特別食には、施設が定期的に提供する行事食等も含まれています。

(別表5)

生活サービス

| 項目 | 内容 | 料金(税込) | 予約 |
|-----------------|---|-----------------------------|----|
| 事務所職員 | 職員による次のサービスを提供します。 ・ 来訪者の受付・取次、不在時の伝言 ・ 郵便物・新聞・雑誌その他配達物の受付・管理・手渡し、鍵の管理、タクシー等の配車依頼、身元引受人及びご家族への連絡 ・ その他勤務体制・勤務時間の変更等の通知 | 無料 | |
| 外部業者の取扱い | 入居者の日常生活に必要な業者の紹介(クリーニング、食料品、生花等の取扱店) | 無料(購入に際し自己負担) | |
| 代行 | 職員が次のサービスを代行します。 ・ 日常生活用品の購入(買物) ・ 代金の立替払い ・ 税金等の納付 | 無料(月1回の買物代行日以外の買物は1回2,000円) | 必要 |
| 書類作成等の援助 | 住民票等の手続き等、書類(公的書類)作成の援助をします。 | 無料 | |
| 金銭管理 | 預り金等取扱い規程に基づき、金銭等を預かり管理します。 | 月1,000円 | 必要 |
| 不在中の居室管理 | 入居者が居室を空けられる場合、希望により次のサービスを提供します。 ・ 植木の水やり ・ 簡単な居室内清掃 ・ 防災・防犯チェック | 無料 | 必要 |
| ごみ収集 | ごみは、燃えるごみと燃えないごみを分別してポリ袋に入れ、廊下に設置してある専用容器にお入れ下さい。毎日定時に収集します。 | 無料 | |
| 短期治療中における生活サービス | 入居者が疾病あるいは加齢により、一時的に特定の家事あるいは家事全般に援助が必要となった場合、居室内清掃等を担当職員がお手伝いします。 | 居室清掃、洗濯は1回2,000円 その他要相談 | |
| 内部情報サービス | 施設内又は併設する小規模多機能型居宅介護サービス「つぼみ」で行われる諸サービスのスケジュール・内容及び日常生活における諸連絡については、原則として玄関ホールの掲示板によりお知らせします。 | 無料 | |
| 葬儀関連 | 葬儀、仏儀については、入居者及び身元引受人等との相談により諸種便宜を図ります。 | 無料 | |
| レクリエーション | クラブ活動、バス旅行等の外出行事等入居者の希望に応じて提供します。 | 実費 | 必要 |

(別表6)

月払い費用及び使用料一覧表

| 項目 | | 料 金 | |
|--------|--------|---|---------------------------|
| 居室料 | | 個室 月額 タイプA 36,000円 タイプB 37,000円 タイプC 40,000円 タイプD 42,000円 タイプE 31,000円 | |
| 管理費 | | 月額 12,000円～15,000円 | |
| 食費* | | 日額(おやつ含む) 1,700円 (来訪者) 朝食:400円 昼食 650円 夕食:650円 (治療食) 日額(おやつ含む) 1,765円 (特別食) 要相談 | |
| その他の費用 | 月額 | 居室水道光熱費 | 月額 3,500円～6,000円 |
| | | リネン費* | 月額 1,500円 |
| | | ベッド利用料* | 月額 1,500円 |
| | | 金銭管理費* | 月額 1,000円 |
| | | クリーニング代* | 月額 3,200円(週2回) |
| | 利用に応じて | 通院交通費* | 1km 50円(協力医療機関以外の場合) |
| | | 通院同行費* | 1時間 2,000円(協力医療機関以外の場合) |
| | | 買物代行サービス費* | 1回 2,000円(月1回の買物代行日以外の場合) |
| | | 理美容サービス費* | 1回 実費 |
| | | おむつ代* | 別途おむつ料金表により実費 |
| | | 日用品費* | 別途日用品料金表により実費 |
| | | 医薬品費 | 実費 |
| | 体験入居 | | 1泊 3,000円(食費は別) |
| 消費税 | | *については、税法に則り消費税を負担(表示は税込) | |

(別表7)

修繕項目と費用負担

| 修繕項目 | 施設の費用負担 | 入居者の費用負担 |
|----------------|---------|----------|
| 窓ガラスの取替え | ○ | |
| じゅうたん、カーテンの取替え | | ○ |
| 居室内の電球、蛍光灯の取替え | | ○ |
| 給水栓の取替え | ○ | |
| 排水栓の取替え | ○ | |
| その他軽微な修繕 | 要相談 | 要相談 |

※ 入居者の希望による造作や模様替えについては協議させていただきますので、書面にて申し出下さい。

【おむつ料金表】

| 商品名 | | サイズ | 価格（税込） | 単位 |
|---------------|-------|-----|---------|-----|
| TENAフレックス | プラス | S | 3,597 円 | 1 袋 |
| | | M | 3,762 円 | 1 袋 |
| | | L | 4,356 円 | 1 袋 |
| | スーパー | S | 4,435 円 | 1 袋 |
| | | M | 4,474 円 | 1 袋 |
| | | L | 5,016 円 | 1 袋 |
| | マキシ | S | 3,833 円 | 1 袋 |
| | | M | 3,978 円 | 1 袋 |
| | | L | 4,297 円 | 1 袋 |
| | アルティマ | S | 4,348 円 | 1 袋 |
| | | M | 4,514 円 | 1 袋 |
| | | L | 4,928 円 | 1 袋 |
| TENAスリッパ | プラス | S | 3,940 円 | 1 袋 |
| | | M | 1,820 円 | 1 袋 |
| | | L | 2,060 円 | 1 袋 |
| | スーパー | S | 4,870 円 | 1 袋 |
| | | M | 1,874 円 | 1 袋 |
| | | L | 2,085 円 | 1 袋 |
| | マキシ | S | 4,431 円 | 1 袋 |
| | | M | 1,900 円 | 1 袋 |
| | | L | 2,079 円 | 1 袋 |
| | アルティマ | S | 2,350 円 | 1 袋 |
| | | M | 2,592 円 | 1 袋 |
| | | L | 3,597 円 | 1 袋 |
| TENAメン | レベル 1 | | 1,615 円 | 1 袋 |
| | レベル 2 | | 1,689 円 | 1 袋 |
| TENAコンフォート | ノーマル | | 2,410 円 | 1 袋 |
| | プラス | | 4,048 円 | 1 袋 |
| | エクストラ | | 3,665 円 | 1 袋 |
| | スーパー | | 4,422 円 | 1 袋 |
| | マキシ | | 4,989 円 | 1 袋 |
| | アルティマ | | 3,841 円 | 1 袋 |
| TENAコンフォート ミニ | プラス | | 1,261 円 | 1 袋 |
| | エクストラ | | 1,478 円 | 1 袋 |
| | スーパー | | 2,525 円 | 1 袋 |
| TENAパンツ | プラス | S | 1,728 円 | 1 袋 |
| | | M | 1,806 円 | 1 袋 |
| | | L | 2,041 円 | 1 袋 |

| | | | | |
|------------------------------------|---------------|--------|---------|-----|
| | | X L | 2,011 円 | 1 袋 |
| | ディグニティ プラス | S | 3,490 円 | 1 袋 |
| | | M | 3,370 円 | 1 袋 |
| | | L | 3,230 円 | 1 袋 |
| | スーパー | S | 1,885 円 | 1 袋 |
| | | M | 2,086 円 | 1 袋 |
| | | L | 2,311 円 | 1 袋 |
| TENA フィックス コットンスペシャル (綿ボクサーパンツ) | | X S | 4,340 円 | 5 枚 |
| | | S/M | 4,340 円 | 5 枚 |
| | | L/X L | 4,340 円 | 5 枚 |
| | | X X L | 4,340 円 | 5 枚 |
| TENA フィックス (ネットパンツ) | | X S | 880 円 | 5 枚 |
| | | S | 880 円 | 5 枚 |
| | | M | 880 円 | 5 枚 |
| | | L | 880 円 | 5 枚 |
| | | X L | 880 円 | 5 枚 |
| TENA カバー 通気性ソフト | | S | 5,170 円 | 1 枚 |
| | | M | 5,170 円 | 1 枚 |
| | | L | 5,170 円 | 1 枚 |
| TENA ベッドスーパー | スタンダード | | 1,100 円 | 1 袋 |
| | ワイド | | 1,320 円 | 1 袋 |
| TENA ソフトワイプ | スタンダード | | 1,117 円 | 1 袋 |
| | ワイド | | 1,843 円 | 1 袋 |
| TENA ウェットワイプ | | | 800 円 | 1 袋 |
| TENA ウェットウォッシュグローブ | | | 260 円 | 1 袋 |
| TENA ビブ | | | 3,399 円 | 1 袋 |
| TENA デュオ | | | 924 円 | 1 袋 |
| TENA ウォッシュクリーム | | | 961 円 | 1 個 |
| TENA バリアクリーム | | | 2,178 円 | 1 個 |
| リフレ超薄型安心パッド | | 80cc | 850 円 | 1 袋 |
| | | 1200cc | 850 円 | 1 袋 |
| リフレやわらかびったりパッド | レギュラー | | 1,150 円 | 1 袋 |
| | スーパー | | 1,450 円 | 1 袋 |
| L F さわやかパッド安心の中量用 20 枚 | | | 830 円 | 1 袋 |
| L F さわやかパッド多い時でも快適用 18 枚 | | | 830 円 | 1 袋 |
| L F さわやかパッド多い時でも安心用 16 枚 | | | 830 円 | 1 袋 |
| L F かんたん装着パッド | レギュラー | | 2,040 円 | 1 袋 |
| | スーパー | | 2,260 円 | 1 袋 |
| L F ブレ安心紙P用尿とりパッド | 6 回吸収 | | 2,180 円 | 1 袋 |
| | 8 回吸収 | | 2,180 円 | 1 袋 |

| | | | | |
|--|------|--|---------|-----|
| | 夜用 | | 1,480 円 | 1 袋 |
| | 夜用 S | | 1,530 円 | 1 袋 |

【日用品料金表】

| 商 品 名 | 価 格 (税 込) | 単 位 |
|-------------------|-----------|-------------|
| 歯磨き粉 | 200 円 | 1 個 |
| ポリデント | 1,300 円 | 1 箱 (108 錠) |
| 箱ティッシュ | 60 円 | 1 箱 (150 組) |
| トイレクリーナー | 200 円 | 1 個 (24 枚) |
| トイレ芳香剤 | 370 円 | 1 個 (400ml) |
| おしりふき | 300 円 | 1 個 (72 枚) |
| アルカリ乾電池 (単 3/単 4) | 70 円 | 1 本 |
| リンスインシャンプー | 350 円 | 1 個 (500ml) |
| トイレトペーパー | 70 円 | 1 個 |